

希望校の選択方法

同封されている「学校選択制希望調査票」に入学を希望する学校名を記入し、**同封の返信用封筒にて**、提出期限までに必ず郵送または窓口持参にてご提出ください。
 校区の学校を選択する場合も、希望調査票は必ず提出してください。
 記入にあたっては、同封の記入例をご参照ください。

「学校選択制希望調査票」提出期限

【郵送】令和元年10月31日(木)必着

【窓口持参】令和元年10月31日(木)17時30分まで

場所：北区役所1階 戸籍登録課 ②番窓口

問合せ先

- ★希望調査票に関すること
戸籍登録課(登録担当) 6313-9963
- ★学校選択制の制度に関すること
地域課(教育担当) 6313-9472



区役所ホームページの「よくある質問」もご確認ください。

大阪市北区 学校選択制 よくある質問 検索

Q1 学校選択制により兄や姉が通学区域外の学校に就学しており、その弟や妹が同じ学校を希望する場合、優先扱いはありますか？

北区の学校選択制では**優先扱いはありません。**

A1

Q2 何校まで選ぶことができますか？
また、希望調査票を提出した後、希望校の変更はできますか？

通学区域外の学校を希望する場合、**第2希望まで選択することが可能です。**希望調査票の提出後、希望変更受付期間(11月11日～15日)内で変更できますが、それ以降は希望校を変更することはできません。学校を選択する際には、慎重にお決めください。

A2

Q3 北区内で住所を変更(転居)した場合はどうなりますか？

転居の時期により案内する内容が異なりますので、あらかじめ北区役所戸籍登録課(1階②番窓口)へお問い合わせください。(TEL:6313-9963)

※区外へ転出した場合は、北区の学校選択制度は対象外となります。転出先での就学については、当該市区町村へお問い合わせください。

A3

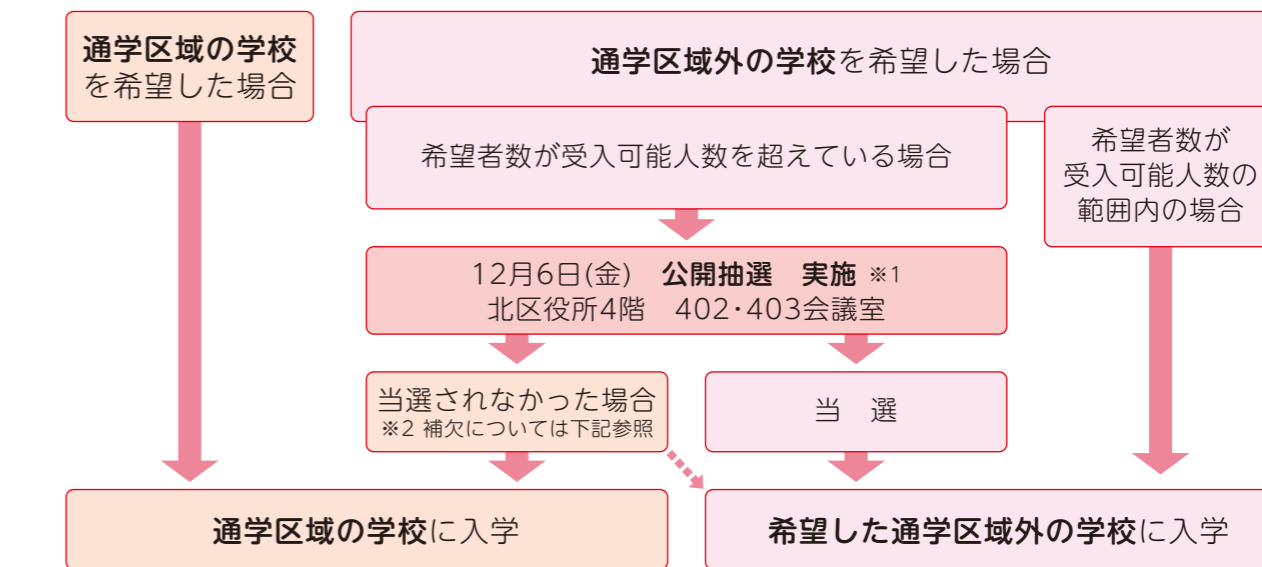
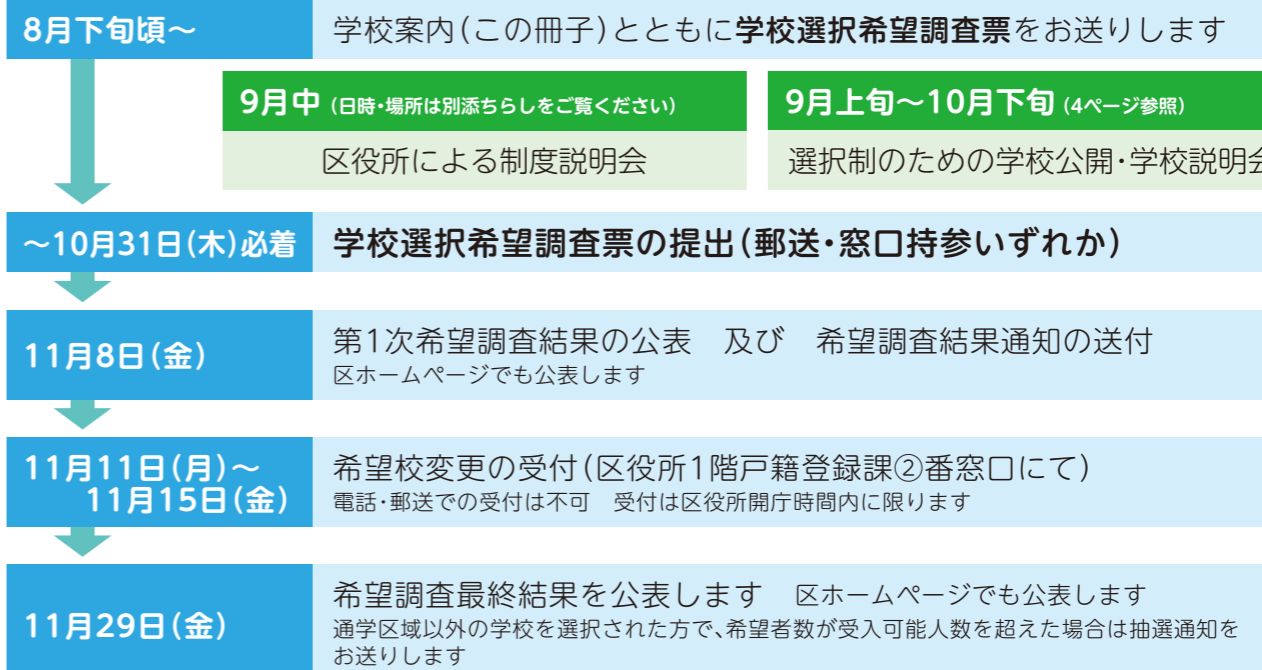
Q4 国立・私立中学校等への受験を考えています

国立・私立・特別支援学校を希望している場合でも、結果によって本市の学校選択制を利用するには、希望調査票の学校選択制希望欄に希望する学校名を記載する必要があります。なお、記載がない場合につきましては、校区の学校が希望選択校として指定されることとなりますのでご注意ください。

また、国立・私立中学校等への入学が決定した方は、当該学校の入学許可証を北区役所戸籍登録課(1階②番窓口)まで提出してください。国立・私立小学校等への進学者数は、**補欠登録者の繰り上げに大きな影響を及ぼしますので、速やかにお手続きください。**

A4

2. 学校選択制のスケジュール



12月末～1月上旬 入学する学校への就学通知をお送りします

1月下旬～2月頃 **新1年生入学説明会**(各中学校にて)

※1 小中一貫校を希望された方の公開抽選は、12月3日(火)にそれぞれの学校のある区で実施します。

※2 12月6日の公開抽選で当選されなかった場合

① 第2希望がない場合

・第1希望の補欠として登録され、転出等で受入人数に空きが生じた場合に、順次繰り上げ当選とします。
・繰り上げ当選とならずに令和2年2月20日(木)を過ぎた場合には、通学区域の学校に入学することとなります。

② 第2希望がある場合

・第2希望校の受入人数が、空き待ちもしくはすでに第1希望の人で埋まった場合、第1希望校の補欠として登録され、転出等で受入人数に空きが生じた場合に、順次繰り上げ当選とします。
・繰り上げ当選とならずに令和2年2月20日(木)を過ぎた場合には、通学区域の学校に入学することとなります。
・第2希望校の受入人数を希望者の人数が下回った場合、第2希望校に入学することとなります。
・第2希望校の受入人数を希望者の人数を上回った場合、同様に公開抽選を実施し、当選した場合は第2希望校に入学することとなります。当選されなかった場合は、第1希望校の補欠繰り上げの状況により、通学区域の学校もしくは第1希望校に入学することとなります。